

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令2-職2〕

第1 当審査会の結論

諮問のあった下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

大阪市内にある店舗（以下「本件店舗」という。）の道路側の面において張り紙（以下「本件張り紙」という。）を掲出し、不特定多数の者が視認できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 調査審議の対象とする本件表現活動について

本件表現活動の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件表現活動の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件表現活動の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において確認した令和2年8月2日時点における本件表現活動の内容を調査審議の対象とすることとした。

2 本件表現活動に係る申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置

及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動は、大阪市内において、本件店舗に本件張り紙を掲出し、本件店舗の前の道路を通行する不特定多数の者が視認できる状態に置いていたものであることから、大阪市内で行われたものであると認められ、本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 小括

本件表現活動は、上記(1)に記載したとおり、条例第5条第1項第1号に該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととする。

4 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件張り紙においては、新型コロナウイルスを中国が生産した新型兵器と表して、業務上濃厚接触する必要があるために中国人や外国人の入店を断る旨を記載している。

このように、本件表現活動は、新型コロナウイルスを中国が生産した兵器と決めつけ、また、あえて中国が生産したという旨の表現箇所や兵器という箇所を赤字で強調しており、国家に対する批判であるようにも見える。もっとも、その後に、中国人や外国人の入店を断る旨の記載と、あえて中国人を抜き出す形で記載することにより、中国人に対する悪意がある表現であるようにも考えられる。

しかしながら、同ウイルスは日本国内において発生したものではなく、海外由来のウイルスであり、同ウイルス発症の最初の患者が確認されたのが中国であったこと、また、発症が確認されて以降、有効な感染予防又は治療方法がなく、日本において同ウイルスに係るワクチン接種が令和3年2月から開始されたことを考えると、市民局が確認している、本件表現活動が行われていた令和2年8月時点においては、同ウイルス感染を防止するには、同ウイルス感染者との濃厚接触を避けることも手段の一つであったと考えられる。そのような状況下において、本件店舗経営者自身が来店した不特定の人間に対する散髪業務のために接触しなければならず、また、来店した不特定の人間が店舗内の待合の場に一定時間滞在することを前提とした理髪店という営業形態を考えれば、本件張り紙の終わる兆候がないという旨の文言とあわせて感染拡大防止の観点からすると、中国人や外国人は、同ウイルス感染者である可能性が高いという不安に基づいて、入店を拒否したいという意向があったとしても、当時の社会情勢に鑑みれば、全く理解できないものでもない。

こうしたことを総合的に勘案すると、本件表現活動は、相当程度の侮蔑又は誹謗中傷を伴う内容又は態様であるとまで認めることはできないため、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号アに該当するとはいえない。

また、中国人のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるような表現の内容や態様も認められないことから、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号イにも該当するとはいえない。

よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

以上から、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過
令和2年度 令2一職2

年 月 日	経 過
令和 2 年 8 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 2 年 8 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 3 月 4 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 5 月 1 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 6 月 5 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 7 月 28 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 8 月 5 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）